

## 京都市告示第 210 号

京都市屋外広告物等に関する条例第21条第1項の規定に基づき、次の1から6までに掲げる屋外広告物等景観整備計画を変更したので、同条第3項の規定により告示します。

平成19年 9月 1日

京都市長 桜 本 賴 兼

### 1 産寧坂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、産寧坂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

#### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

##### 1 町並みの現況

この地区は、八坂の塔、高台寺などの由緒ある寺社建造物、江戸時代の末期から大正にかけての京町屋等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れまがった石畳の坂道などに沿って立ちならび、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している地域で、伝統的建造物群保存地区に指定されている。

##### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、木や铸物等の素材を用いた歴史的、伝統的な雰囲気を持つ屋外広告物が数多く表示されており、これらの屋外広告物と町並み及び建造物とが調和して、伝統的なたたずまいを形成している。この地区では、これらの屋外広告物の保存を行うとともに、町並み及び建造物と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

#### 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけがけらしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないうちんについては、この限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件
- (8) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。））を超えるもの。  
ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。
- (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。
- (10) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (11) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (12) 懸垂幕
- (13) 横断幕

（屋外広告物の表示等を禁止する建築物等）

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- (1) 道路の路面
- (2) 道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等
- (3) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器

- (4) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器
- (5) 擾壁
- (6) 標識
- (7) 煙突その他これに類するもの
- (8) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (9) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）

2 前項の規定は、次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

- (1) 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物
- (2) 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物
- (3) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該機関内にあるものに限る。）
- (4) 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等の許可を要するもの等）

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（区画内において表示するものにあっては、当該区画内に1（条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優

良意匠屋外広告物」という。)であるものを除く。)の屋外広告物を表示するときに限る。)

- (3) 団体(営利を目的とするものを除く。)又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動(営利を目的とするものを除く。)のために表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの
- (4) はり紙、ポスターその他これらに類するもの(面積が0.5平方メートル以下の中に限る。)
- (5) 和風のちょうちん(面積が2平方メートル以下のものに限る。)
- (6) 布製ののれん(伝統的な意匠のものに限る。)
- (7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物(以下「自家用屋外広告物」という。)で、区画内において表示する物の面積(第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。)の合計が2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定める、この地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年  
(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物又はその掲出物件であること。
  - ア 管理用屋外広告物
  - イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物(面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。)
  - ウ 自家用屋外広告物

- (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについてはこの限りではない。
- (5) 文字、記号又は図の部分の色が、表示面の下地の色と不調和でないこと。
- (6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。
- (7) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、3平方メートル以下であること。
- (8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 照明の色が白色又は淡色であること。
  - イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。
  - ウ 光の向きが通行の妨げにならないように設定されていること。
  - エ 照明が過度にまぶしいものでないこと。
- (9) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 最上部の高さが6メートル以下であること。
  - イ 区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

	平方メートル
ポスター、はり紙及びはり札	1
その他のもの	2

エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

オ 開口部等（条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。）を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠のれんについてはこの限りではない。

カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で当該建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。

キ 規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等（以下「突出型屋外広告物等」という。）にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1.0メートル以下であること。

ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

(イ) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。

(ウ) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

(エ) 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示

する建築物の規模と不調和でないこと。

- (オ) 意匠がけばけばしいものでないこと。
- (カ) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
- (キ) 脚部その他これに類するものが公用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
- (ク) 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- (ケ) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

ケ 定着する建築物等が自動販売機であるものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 自動販売機に存する屋外広告物の面積の合計が0.1平方メートル以下であること。
- (イ) 定着する自動販売機の色の色相、明度及び彩度が、JIS規格である修正マンセル表色系による5Y7/2に近いこと。

(10) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項第1号、第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

イ 規則別表第12備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (イ) 最上部の高さが、4メートル以下であること。
- (ウ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (エ) 面積が、2平方メートル以下であること。
- (オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が1メートル以下であること。

(カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが2.5メートル以下のものについては、この限りではない。

ウ 広告塔に掲出するもの及び広告塔並びに規則別表第1 2備考2に規定する多本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが、2.5メートル以下であること。

(イ) 表示面の1面当たりの面積が、2平方メートル以下であること。

(ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

(エ) 表示面が長方形その他これに類する形状であること。

(オ) 幅が2メートル以下であること。

エ 規則別表第1備考1に規定する広告スタンド（以下「広告スタンド」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。

(イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

(ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

オ 立て看板にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが、2メートル以下であること。

(イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

(ウ) 面積が、1平方メートル以下であること。

カ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であること。

(イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上であること。

(維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

(適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物

を除く。)に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。  
(特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事(営利を目的とするものを除く。)を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの(当該期間内にあるものに限る。)
- (3) 団体(営利を目的とするものを除く。)又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動(営利を目的とするものを除く。)のために表示する特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の制限)

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの  
ア R,GY,G,BG,B,PB,P 及び RP 8  
イ YR 及び Y 10
- (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区の町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

## 2 石塀小路屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、石塀小路屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

#### 1 町並みの現況

この地区は、下河原通と高台寺北門通を結ぶ路地（いわゆる石塀小路）に特徴があり、連続する石畳や石塀、石垣は、明治末期及び大正初期の様式を保つ和風住宅群と共にその当時の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている地域で、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部に指定されている。

#### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、白色と黒色又は白色と焦げ茶色の配色を用いて表示する、歴史的な風情を感じさせる小さな屋外広告物が表示されており、これらの屋外広告物と町並み及び建造物とが調和して、伝統的なたたずまいを形成している。

この地区では、これらの屋外広告物の保存を行うとともに、町並み及び建造物と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

### 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけけい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないうちんについては、この限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物

- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件
- (8) 支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が2以上のもの。ただし、次に掲げる屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この限りではない。
- ア 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物（以下「法定屋外広告物」という。）
- イ 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物（以下「公共屋外広告物」という。）
- (9) 広告塔に掲出するもの及び廣告塔である屋外広告物及びその掲出物件。ただし、法定屋外広告物又は公共屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この限りではない。
- (10) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。）を超えるもの。ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。）
- (11) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。
- (12) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (13) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (14) 懸垂幕
- (15) 横断幕
- (16) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。
- ア 法定屋外広告物
- イ 公共屋外広告物

ウ 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）（以下「臨時の屋外広告物」という。）

エ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物（以下「工事用屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等を禁止する建築物等）

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- (1) 道路の路面
- (2) 道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等
- (3) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器
- (4) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器
- (5) 擁壁
- (6) 石垣その他の塀
- (7) 標識
- (8) 煙突その他これに類するもの
- (9) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (10) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）
- (11) 自動販売機

2 前項の規定は、次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

- (1) 法定屋外広告物
- (2) 公共屋外広告物
- (3) 臨時の屋外広告物
- (4) 工事用屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

(屋外広告物の表示等の許可を要するもの等)

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（区画内において表示するものにあっては、当該区画内に1（条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優良意匠屋外広告物」という。）であるものを除く。）の屋外広告物を表示するときに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの
- (4) はり紙、ポスターその他これらに類するもの（面積が0.5平方メートル以下のものに限る。）
- (5) 和風のちょうちん（面積が2平方メートル以下のものに限る。）
- (6) 布製ののれん（伝統的な意匠のものに限る。）
- (7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物（以下「自家用屋外広告物」という。）で、区画内において表示する物の面積（第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。）の合計が2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定める、この地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年  
(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げる

ものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物及びその掲出物件であること。
  - ア 管理用屋外広告物
  - イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物（面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。）
  - ウ 自家用屋外広告物
- (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）が、主として、白色、黒色、焦げ茶色、薄い灰色その他の落ち着いた色彩で構成され、かつ、意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。
- (5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。
- (6) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、3平方メートル以下であること。
- (7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 照明の色が白色又は淡色であること。
  - イ 照明装置が当該屋外広告物の外部に露出していないこと。
  - ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。
- (8) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 最上部の高さが3メートル以下であること。

イ 区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

	平方メートル
ポスター、はり紙及びはり札	1
その他のもの	2

エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

オ 開口部等（条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。）を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠のれんについてはこの限りではない。

カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。

キ 規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等（以下「突出型屋外広告物等」という。）にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。

ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。

（ア）定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

- (イ) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (ウ) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (エ) 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
  - (オ) 意匠がけいけいものでないこと。
  - (カ) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
  - (キ) 脚部その他これに類するものが規則第18条第7号ウに規定する公共用空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (ク) 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
  - (ケ) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- (9) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項第1号、第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。
  - イ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
    - (ア) 最上部の高さが、3メートル以下であること。
    - (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
    - (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。
    - (エ) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
    - (オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が1.5メートル以下であること。

(カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが1.5メートル以下のものについては、この限りでない。

ウ 規則別表第1 2備考1に規定する広告スタンド（以下「広告スタンド」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが、1メートル以下であること。

(イ) 表示面の1面当たりの面積が、0.5平方メートル以下であること。

(ウ) 面積が、1平方メートル以下であること。

エ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であること。

(イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上であること。

#### （維持管理）

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

#### （適用除外）

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。

#### （特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等）

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

(1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物

(2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事

の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）

(3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、

人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のため  
に表示する特定屋内広告物

（特定屋内広告物の表示の制限）

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限  
度は、1平方メートルとする。

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

（1）表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるもの  
とする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。  
以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの

ア R,GY,G,BG,B,PB,P 及び RP 8

イ YR 及び Y 10

（2）表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と  
不調和であるもの

（努力義務）

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しく  
は意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠  
をこの地区的町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとす  
る。

3 祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、祇  
園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

1 町並みの現況

この地区は、主として江戸時代末期から明治初期にかけての質の高い茶屋様式の  
町屋が整然と立ちならび、祇園の芸能や生活文化にふさわしく、全体として洗練さ  
れたたたずまいを示している。

これらの伝統的建造物群は、外観のまとまり、白川との関係などにより次の二つ  
の区域に分けることができる。

新橋通に面する地域は、本2階建町屋茶屋様式の建造物が軒をつらねており、白

川沿いの地域は、川越しに茶屋の裏側や和風塀によって町並みが構成され、白川の流れや樹木と調和している。

これらの地域は、伝統的建造物群保存地区に指定されている。

## 2 屋外広告物等による景観整備の基本方針

この地区には、白色と黒色又は白色と焦げ茶色の配色を用いて表示する、小さな屋外広告物が表示されており、これらの屋外広告物と町並み及び建造物とが調和して、伝統的なたたずまいを形成している。この地区では、これらの屋外広告物の保存を行うとともに、町並み及び建造物と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

### 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすものの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないいちょうちんについてはこの限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件
- (8) 支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が2以上のもの。ただし、次に掲げる屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この

限りではない。

ア 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物（以下「法定屋外広告物」という。）

イ 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物（以下「公共屋外広告物」という。）

(9) 広告塔に掲出するもの及び広告塔である屋外広告物及びその掲出物件。ただし、法定屋外広告物又は公共屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この限りではない。

(10) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。））を超えるもの。

ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。

(11) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。

(12) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(13) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(14) 懸垂幕

(15) 横断幕

(16) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。

ア 法定屋外広告物

イ 公共屋外広告物

ウ 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）（以下「臨時の屋外広告物」という。）

エ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物（以下「工事用屋外広告物」という。）

(屋外広告物の表示等を禁止する建築物等)

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- (1) 道路の路面
- (2) 橋及び植樹帯
- (3) 道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等
- (4) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器
- (5) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器
- (6) 擁壁
- (7) 標識
- (8) 川床、堰、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの
- (9) 煙突その他これに類するもの
- (10) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (11) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）
- (12) 自動販売機

2 前項の規定は、次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

- (1) 法定屋外広告物
- (2) 公共屋外広告物
- (3) 臨時の屋外広告物
- (4) 工事用屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

(屋外広告物の表示等の許可を要するもの等)

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物(区画内において表示するものにあっては、当該区画内に1(条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物(以下「歴史的意匠屋外広告物」という。)又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物(以下「優良意匠屋外広告物」という。)であるものを除く。)の屋外広告物を表示するときに限る。)
- (3) 団体(営利を目的とするものを除く。)又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動(営利を目的とするものを除く。)のために表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの
- (4) おどり、歌舞伎の公演その他これらに類するものために表示するはり紙又はポスター
- (5) 和風のちょうちん(面積が2平方メートル以下のものに限る。)
- (6) 布製ののれん(伝統的な意匠のものに限る。)
- (7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物(以下「自家用屋外広告物」という。)で、区画内において表示する物の面積(第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。)の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定めるこの地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年  
(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。

(3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物及びその掲出物件であること。

ア 管理用屋外広告物

イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物（面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。）

ウ 自家用屋外広告物

(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）が、主として、白色、黒色、紺色、焦げ茶色、金茶色その他これらに類する色彩で構成され、かつ、意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。

(5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。

(6) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、3平方メートル以下であること。

(7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 照明の色が白色又は淡色であること。

イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。

ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。

(8) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが、6メートル以下であること。

イ 区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示してい

ないものに限る。) の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

ポスター、はり紙及びはり札	平方メートル 1
その他のもの	2

エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。

オ 開口部等(条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。)を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠のれんについてはこの限りではない。

カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。

キ 規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等(以下「突出型屋外広告物等」という。)にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。

ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 定着する屋根、軒又はひさし(以下「屋根等」という。)の面(当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。)の高さに対するひさし看板等の高さ(当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。)の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物(木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。)及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

(イ) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。

(ウ) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

- (エ) 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
- (オ) 意匠がけいげいものでないこと。
- (カ) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
- (キ) 脚部その他これに類するものが公用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
- (ク) 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- (ケ) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- (9) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項第1号、第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。
- イ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 最上部の高さが、5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。
- (エ) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が、1メートル以下であること。
- (カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が、2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが1.5メートル以下のものについては、この限りではない。
- ウ 規則別表第1 2備考1に規定する広告スタンドにあっては、次に掲げる基準

に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

エ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であること。
- (イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上であること。

(維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

(適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。  
(特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の制限)

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの
- ア R,GY,G,BG,B,PB,P 及び RP 8  
イ YR 及び Y 10

- (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区的町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

#### 4 嵐山鳥居本屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、嵐山鳥居本屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

##### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

###### 1 町並みの現況

この地区は、主として江戸時代末期から明治、大正にかけての建造物が愛宕街道に沿って建ち並び、それらが周囲の美しい自然景観と一体となって風情あるたたずまいを示している。

これらの伝統的建造物群は、この地区の中ほどにある化野念佛寺を境にして上地区と下地区に分けることができる。

愛宕神社の一の鳥居に近い上地区は主としてかや葺の農家風の建築物が軒をつなぎ、下地区は主として格子のあるむしろ造りや下屋付平屋建の町屋風の建築物が建ち並んでおり、これらの建築物は、生垣、竹、さくら、もみじ等の樹木及び背景となっている山並みともよく調和し、独特の歴史的な景観を形成している。

この地区は、嵐山鳥居本伝統的建造物群保存地区に指定されている。

###### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、木や和紙及び布を使用した歴史的、伝統的な雰囲気を持つ屋外広告物が多く見られ、これらの屋外広告物と町並み及び建造物並びにそれらの背景をなす樹林と山並みとが調和して、伝統的なたたずまいを形成している。

この地区では、これらの屋外広告物の保存及び表示方法の存続を図り、町並み、建造物及び自然風景と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

## 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

### （表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけけばしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないいちょううちんについては、この限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第12備考4に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件
- (8) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。）を超えるもの。ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。）
- (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。
- (10) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについて

てはこの限りでない。

(11) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(12) 懸垂幕

(13) 横断幕

(14) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。

ア 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物（以下「法定屋外広告物」という。）

イ 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物（以下「公共屋外広告物」という。）

ウ 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）（以下「臨時の屋外広告物」という。）

エ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物（以下「工事用屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等を禁止する建築物等）

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

（1）道路の路面

（2）道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等

（3）電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器

（4）公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器

（5）擁壁

（6）標識

（7）川床、堰、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの

（8）煙突その他これに類するもの

（9）彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの

(10) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）

2 前項の規定は、次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

(1) 法定屋外広告物

(2) 公共屋外広告物

(3) 臨時の屋外広告物

(4) 工事用屋外広告物

(5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等の許可を要するもの等）

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

(1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物

(2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（区画内において表示するものにあっては、当該区画内に1（条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優良意匠屋外広告物」という。）であるものを除く。）の屋外広告物を表示するときに限る。）

(3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの

(4) はり紙又はポスター（面積が0.5平方メートル以下のものに限る。）

(5) 和風のちょうちん（この地区内の町並みの景観に調和したものに限る。）

(6) 布製ののれん（伝統的な意匠のものに限る。）

(7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物（以下「自家用屋外広告物」という。）で、区画内において表示する物の面積（第3号から前号までに掲げる

自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。) の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定めるこの地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

(1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月

(2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年

(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。

(2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。

(3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物又はその掲出物件であること。

ア 管理用屋外広告物

イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物(面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。)

ウ 自家用屋外広告物

(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについては、この限りでない。

(5) 文字、記号又は図の部分の色が、表地面の下地の色と不調和でないこと。

(6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。

(7) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物(前条第1項各号(同項第3号及び第7号を除く。)に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及

び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、3平方メートル以下であること。

(8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 照明の色が白色又は淡色であること。

イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。

ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。

(9) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが、4メートル以下であること。

イ 区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

ポスター、はり紙及びはり札	平方メートル 1
その他のもの	2

エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。

オ 開口部等（条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。）を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠のれんについてはこの限りではない。

カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和し

た和風の意匠のものについてはこの限りではない。

キ 規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等（以下「突出型屋外広告物等」という。）にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。

ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。

（ア）定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

（イ）2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。

（ウ）形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

（エ）文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。

（オ）意匠がけばけばしいものでないこと。

（カ）表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。

（キ）脚部その他これに類するものが公用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

（キ）屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。

（ク）屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

ケ 定着する建築物等が自動販売機であるものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）自動販売機に存する屋外広告物の面積の合計が、0.1平方メートル以

下であること。

(イ) 定着する自動販売機の色の色相、明度及び彩度が、JIS規格である修正マンセル表色系による5Y7/2に近いこと。

(10) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物又は掲出物件（前条第1項第1号及び第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

イ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。

(イ) 最上部の高さが、3メートル以下であること。

(ウ) 表示面の1面当たりの面積が、0.5平方メートル以下であること。

(エ) 面積が、2平方メートル以下であること。

(オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が、1メートル以下であること。

(カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが2メートル以下のものについては、この限りではない。

ウ 広告塔に掲出するもの及び広告塔並びに規則別表第1 2備考2に規定する多本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが、2メートル以下であること。

(イ) 表示面の1面当たりの面積が、2平方メートル以下であること。

(ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

(エ) 表示面が長方形その他これに類する形状であること。

(オ) 幅が2メートル以下であること。

エ 規則別表第1 2備考1に規定する広告スタンドにあっては、次に掲げる基

準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

オ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であること。
- (イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上あること。

#### (維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

#### (適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。

#### (特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する特定屋内広告物

#### (特定屋内広告物の表示の制限)

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。

- 2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。
- (1) 表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの
- ア R,G,Y,G,BG,B,PB,P 及び RP 8  
イ YR 及び Y 10
- (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区的町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

## 5 上賀茂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、上賀茂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

#### 1 町並みの現況

この地区は、明神川の清流、これに架かる土橋及び石橋並びにこれらを渡ったところにある門、川沿いの土塀、土塀から除く縁、社家主屋の妻飾り、これらの構えや本2階建て町家などが全体として上賀茂神社の町屋らしい伝統的なたたずまいを示している地域で、上賀茂伝統的建造物群保存地区に指定されている。

#### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、木や鉄物等の材質による歴史的、伝統的な雰囲気を持つ屋外広告物と現代風の屋外広告物とが混在している。この地区では、歴史的、伝統的な雰囲気を持つ屋外広告物をこの地区的屋外広告物の形態及び意匠の指標として、屋外広告物の表示を誘導し、町並み及び建造物と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

### 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけいけい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないうちについては、この限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第12備考4に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件
- (8) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。））を超えるもの。ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。
- (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。
- (10) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (11) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (12) 懸垂幕
- (13) 横断幕

(屋外広告物の表示等を禁止する建築物等)

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- (1) 道路の路面
- (2) 橋及び植樹帯
- (3) 道路法第2条第2項に規定する道路の付属物及びこれに類する建築物等
- (4) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器
- (5) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器
- (6) 擁壁
- (7) 土塀
- (8) 標識
- (9) 川床、堰、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの
- (10) 煙突その他これに類するもの
- (11) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (12) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）

2 前項の規定は、次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

- (1) 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物
- (2) 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物
- (3) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該機関内にあるものに限る。）
- (4) 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

(屋外広告物の表示等の許可を要するもの等)

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（区画内において表示するものにあっては、当該区画内に1（条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優良意匠屋外広告物」という。）であるものを除く。）の屋外広告物を表示するときに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの
- (4) はり紙又はポスター（面積が0.5平方メートル以下のものに限る。）
- (5) 和風のちょううちん（面積が2平方メートル以下のものに限る。）
- (6) 布製ののれん（伝統的な意匠のものに限る。）
- (7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物（以下「自家用屋外広告物」という。）で、区画内において表示する物の面積（第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。）の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定める、この地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年

(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物又はその掲出物件であること。
  - ア 管理用屋外広告物
  - イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物（面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。）
  - ウ 自家用屋外広告物
- (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについては、この限りでない。
- (5) 文字、記号又は図の部分の色が、表地面の下地の色と不調和でないこと。
- (6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。
- (7) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、4平方メートル以下であること。
- (8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 照明の色が白色又は淡色であること。
  - イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。
  - ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。
- (9) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下

「建築物等定着型屋外広告物等」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- ア 最上部の高さが6メートル以下であること。
- イ 区画内に存する屋外広告物(前条第1項各号(同項第3号及び第7号を除く。)に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの(面積に係る許可基準に適合しないものに限る。)を除く。)又は掲出物件(屋外広告物を表示していないものに限る。)の面積の合計が、3平方メートル以下であること。
- ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

	平方メートル
ポスター、はり紙及びはり札	1
その他のもの	2

エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。

オ 開口部等(条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。)を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠のれんについてはこの限りではない。

カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。

キ 規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等(以下「突出型屋外広告物等」という。)にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。

ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 定着する屋根、軒又はひさし(以下「屋根等」という。)の面(当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。)の高さに対するひさし看板等の高さ(当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。)の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の

建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。

- (イ) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (ウ) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (エ) 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
  - (オ) 意匠がけばけばしいものでないこと。
  - (カ) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
  - (キ) 脚部その他これに類するものが公用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
  - (ク) 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
  - (ケ) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- コ 定着する建築物等が自動販売機であるものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 自動販売機に存する屋外広告物の面積の合計が、0.1平方メートル以下であること。
  - (イ) 定着する自動販売機の色の色相、明度及び彩度が、JIS規格である修正マンセル表色系による5Y7/2に近いこと。
- (10) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物又は掲出物件（前条第1項第1号及び第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示して

いなものに限る。) の面積の合計が、3平方メートル以下であること。

イ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (イ) 最上部の高さが、6メートル以下であること。
- (ウ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (エ) 面積が、2平方メートル以下であること。
- (オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が、1メートル以下であること。
- (カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが3メートル以下のものについては、この限りではない。

ウ 広告塔に掲出するもの及び広告塔並びに規則別表第1 2備考2に規定する多本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、3メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、2平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。
- (エ) 表示面が長方形その他これに類する形状であること。
- (オ) 幅が2メートル以下であること。

エ 規則別表第1 2備考1に規定する広告スタンドにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

オ 立て看板にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、2メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、1平方メートル以下であること。

カ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であるこ

と。

(イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上あること。

(維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

(適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。  
(特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の制限)

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの
  - ア R,GY,G,BG,B,PB,P 及び RP 8
  - イ YR 及び Y 10

(2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区的町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

## 6 木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

#### 1 町並みの現況

この地区は、高瀬川の清流、川沿いの植樹帯や歩道上のヤナギ、サクラ、スズカケ、トウカエデ等の樹木で構成される木屋町通の景観と、京都でも有名な歓楽街として飲食店など多様な店舗が軒をつらね、それらの建築物にとりつけられた照明付きの多彩な色彩を使用した屋外広告物により、独特の雰囲気ある景観を構成する地域で、市街地景観整備条例により歴史遺産美観地区及び岸辺型美観地区に指定されている。

#### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、照明付きの屋外広告物が多く存在し、和風の雰囲気を持った建築物と相俟って、独特の雰囲気を形成している。この地区では、これらの屋外広告物と和風の雰囲気を持った建築物との調和及び昼間の景観にも配慮しつつ、照明付きの屋外広告物による京都の代表的な歓楽街としての町並みの景観の整備を図るものとする。

### 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

(表示を禁止する屋外広告物等)

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすものの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけいせきい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (5) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。）を超えるもの。ただし、第4条第6号ア（ア）に掲げる基準に適合する屋外広告物、同号ア（イ）に掲げる基準に適合する旗及び条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。）
- (6) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。
- (7) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。
- (8) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(屋外広告物の表示等を禁止する建築物等)

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- (1) 道路の路面
- (2) 橋及び植樹帯
- (3) 道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等
- (4) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器
- (5) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器

- (6) 擁壁
- (7) 標識
- (8) 川床, 堀, 堤防, 護岸, 床止めその他これらに類する工作物
- (9) 煙突その他これに類する工作物
- (10) 電波塔, 物見塔その他これらに類するもの
- (11) 高架水槽その他これに類するもの
- (12) 彫像, ブロンズ像その他これらに類するもの
- (13) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）

2 前項の規定は、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には、適用しないこととする。

- (1) 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物
- (2) 国若しくは地方公共団体の機関又は京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物
- (3) 葬儀, 祭礼, 集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場, 日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該機関内にあるものに限る。）
- (4) 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）  
(屋外広告物の表示等の許可を要するもの等)

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で、市長の許可を要するものは、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) 面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物

(3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のため表示する屋外広告物で、許可基準に適合しているもの

(4) 次に掲げる条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物（以下「自家用屋外広告物」という。）で、区画内において表示する物の面積の合計が2平方メートルを超えないもの

ア ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するもの（面積が1平方メートル以下のものに限る。）

イ のぼり、のれんその他これらに類するもの

ウ 小旗（面積が0.5平方メートル以下の旗をいう。以下同じ。）

エ 幕、軒先テントその他これらに類するもの

オ 立て看板

カ ちょうちんその他これに類するもの

(5) 自家用屋外広告物で、区画内において表示する物の面積（第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優良意匠屋外広告物」という。）であるものの面積を除く。）の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 前項第2号、第4号及び第5号に掲げる屋外広告物及びその掲出物件は、次条各号に掲げる基準（同条第6号イ、キ、第7号ア、ウ（イ）、エ（イ）、オ（ウ）、カ（イ）、キ（ア）b、（イ）b、ク（イ）、ケ（ア）に掲げる基準を除く。）に適合するものでなければならない。ただし、その面積が0.3平方メートル以下のもので、規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）の色彩が良好な景観の形成に支障がないと認められるものについてはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は次に屋外広告物及びその掲出物件については、同項に規定する基準を緩和することができる。

（1）意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの

（2）その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの

4 条例第23条第2項の規定に基づき定める、この地区における屋外広告物の表示

等の許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年

(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。
- (3) 形態及び意匠がこの地区内の景観の特性に調和していること。
- (4) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。ただし、条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物（以下「可変表示式屋外広告物」という。）については、この限りでない。

イ 照明が過度にまぶしいものでないこと。

ウ ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。

- (5) 可変表示式屋外広告物及びその掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 1の可変表示式屋外広告物と他の可変表示式屋外広告物との距離が、次に掲げる基準に適合していること。

- a 面積が2平方メートル以下のもの 10メートル
- b 前号に掲げる以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる距離
  - (a) 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件の面積が2平方メートル以下の場合 10メートル
  - (b) 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件の面積が2平方メートル

を越える場合 300メートル

イ 規則別表第1 2備考4に規定するアーチ型のものに表示し、又は掲出しないこと。

(6) 条例第11条第1項第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが、10メートル以下であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

(ア) 文字（記号を含む。以下同じ）のみを記載する自家用屋外広告物及びその掲出物件で、次に掲げる基準に適合しているもの

a 文字の規模が、屋外広告物を表示する建築物等の壁面、柱その他これらに類する物（以下「壁面等」という。）の規模と不調和でないこと。

b 形状が文字の部分の形状とおおむね同一であること。

c 建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。

d 照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(a) 照明の色が1色（白色又は淡色）であること。

(b) 当該屋外広告物が遮光性のものであり、かつ、照明装置が当該屋外広告物の裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。

(c) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。

e 自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示すること。

f 建築物の高さ以下に表示し、又は設置すること。

g 軒の高さを超えるものにあっては、当該軒の高さに対する当該屋外広告物等の高さ（当該軒の高さから当該屋外広告物等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。

h 表示面の幅が、その定着する部分の壁面等の幅の2分の1以下であること。

i 屋外広告物の色彩が、定着する建築物等の色彩と不調和でなく、かつ、落ち着いた色彩であること。

j 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲

の町並みの景観と不調和でないこと。

k 京都市眺望景観創生条例第5条第4号に規定する眺望景観（以下「眺望景観」という。）を阻害しないものであること。

(イ) 旗で、次に掲げる基準に適合しているもの

a 1本当たりの面積が2平方メートル以下であること。

b 1の建物において設置する旗の数が2以下であること。

c 定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対する旗の高さ（当該旗が定着する屋根等の面から旗の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。

d 自家用屋外広告物であって、自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示すること。

e 地盤面（規則第1条第2項第1号に規定する「地盤面」をいう。以下同じ。）に対して垂直に設置されていること。

f 照明を使用するものではないこと。

g 旗の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

h 眺望景観を阻害しないものであること。

(ウ) ひさし看板等で、次に掲げる基準に適合しているもの

a 定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。

b 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りでない。

c 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。

- d 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
  - e 意匠がけなければしいものでないこと。
  - f 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
  - g 照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
    - (a) 照明の色が1色（白色又は淡色）であること
    - (b) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
  - h 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
  - i 脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
  - j 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
  - k 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- イ 条例第11条第1項第8号に規定する表示率が、100分の20以下であること。
- ウ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- エ 開口部等（条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。）を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについてはこの限りでない。
- オ 表示面が、壁面等からはみ出さないこと。ただし、規則別表第3 1備考2に規定する突出型屋外広告物等（以下「突出型屋外広告物等」という。）については、この限りではない。
- カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で当該建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。
- キ 1個当たりの面積が、15平方メートル以下であること。
- ク 突出型屋外広告物等にあっては、壁面等から当該屋外広告物又は掲出物件

の最も突き出した部分までの距離が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる距離以下であること。

(ア) 屋外広告物又は掲出物件が壁面等に定着する位置の高さが4メートル以下である場合 1メートル

(イ) 屋外広告物又は掲出物件が壁面等に定着する位置の高さが4メートルを越える場合 1.5メートル

ケ 可変表示式屋外広告物及びその掲出物件にあっては、面積が3平方メートル以下であること。ただし、突出型屋外広告物等にあっては、面積が0.5平方メートル以下であること。

コ 幕にあっては、次の基準に適合していること。

(ア) 他の屋外広告物等を覆い隠さないこと。

(イ) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4メートル以下のものについては、この限りではない。

(ウ) 面積が10平方メートル以下であること。

(7) 建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物又はその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物又は掲出物件（前条第1項各号（同項第3号及び第5号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的衣装屋外広告物、優良屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けた屋外広告物（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、10平方メートル以下であること。

イ 道路の通行に支障が生じないように表示すること。

ウ アーチ型の屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(ア) 最上部の高さが6メートル以下であること。

(イ) 面積が、4平方メートル以下であること。

エ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げ

る基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、6メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、5平方メートル以下であること。
- (ウ) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (エ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が1.5メートル以下であること。

(オ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが3メートル以下のものについては、この限りではない。

オ 広告塔に掲出するもの及び広告塔並びに規則別表第1・2備考2に規定する多本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、3メートル以下であること。
- (イ) 表示面の縦の長さが3メートル以下であること。
- (ウ) 表示面の1面当たりの面積が、5平方メートル以下であること。
- (エ) 表示面が長方形その他これに類する形状であること。

カ 規則別表第1備考1に規定する広告スタンド（以下「広告スタンド」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

キ 可変表示式屋外広告物にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 広告スタンドであるもの。
  - a 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
  - b 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (イ) 広告スタンドでないもの
  - a 最上部の高さが、6メートル以下であること。
  - b 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

ク 立て看板にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、2メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、2平方メートル以下であること。

ケ のぼりにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、4平方メートル以下であること。

(イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上あること。

(8) 表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が、次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。

ア R, GY, G, BG, B, PB, P 及び RP 8,

イ YR 及び Y 10

(9) 表示面の色彩が、定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

(10) 写真、絵画等の表示にあっては、次の基準に適合していること。

ア 表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。

イ 最上部の高さが10メートルを超えないこと。ただし、市長が指定するものについては、この限りではない。

ウ 面積が10平方メートルを超える建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 1の立面に表示する写真、絵画等の数が2以下であること。

(イ) 規則第17条に規定する建築物等の立面に対する写真、絵画等の面積の合計の割合が、100分の10以下であること。

#### (維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

#### (適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件については、この規定は適用しない。

#### (特定屋内広告物の表示の制限)

第7条 この地区内の建築物の1の開口部等において表示することができる1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、建築物の1階以下の部分の開口部等にあっては10分の5以下、建築物の2階以上の部分にあっては、10分の3以下とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する特定屋内広告物

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの
  - ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8,
  - イ YR及びY 10
- (2) 表示面の色彩が特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

（特定屋内広告物の表示の届出）

第8条 この地区内において特定屋内広告物（前条各号に掲げる特定屋内広告物を除く。）の表示で、市長への届出を要するものは、建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5平方メートルを超えることとなるときの、当該特定屋内広告物の表示とする。

（努力義務）

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区の町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

## 附 則

### (実施日)

- 1 この計画は、告示の日から実施する。  
(屋外広告物及び掲出物件に関する経過措置)
- 2 京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月23日京都市条例第32号。以下「改正条例」という。）附則第5項に規定する改正前の条例第23条第1項（更新の許可に係るものに限る。）の規定による許可の申請については、この計画による変更後の許可基準（以下「新許可基準」という。）は、適用せず、なお従前の例による。
- 3 改正条例による改正前の京都市屋外広告物等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第23条第1項（新規の許可に係るものに限る。）の規定による許可（以下「旧許可」という。）を受けて、表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件は、これらの許可の有効期間が満了するまでの間は、改正後の条例第23条第1項の規定による許可（以下「新許可」という。）を受けて、表示し、又は設置しているものとみなす。
- 4 附則第2項の規定の適用を受けて新許可を受けた屋外広告物若しくは掲出物件で、新許可基準に適合しないものを当該許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、若しくは設置しようとする場合又は前項の規定の適用を受けている屋外広告物若しくは掲出物件で、新許可基準に適合しないものを、旧許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、若しくは設置しようとする場合における新許可の申請については、新許可基準は、適用せず、なお従前の例による。
- 5 附則第2項の規定の適用がある申請に対する新許可の有効期間、第3項の規定の適用がある旧許可の有効期間又は前項の規定の適用がある新許可の有効期間内において、意匠の変更（改正後の条例第9条第3項に規定する別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合における新許可の申請については、新許可基準は、適用せず、なお従前の例による。
- 6 附則第4項の規定の適用がある場合における新許可の有効期間の満了前までに、別に定めるところにより、同項の規定の適用を受けている屋外広告物又は掲出物を新許可基準に適合させる改修、除却その他の措置を採ることを記載した計画書の提出があ

り、市長が相当と認めるときは、改正後の条例第23条第3項の規定は、この計画の実施の日から起算して7年を経過する日までの間、適用しない。ただし、当該計画書に記載のない措置を採った場合は、この限りでない。

7 この計画による変更後の6木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画第3条第2項の規定は、この計画の実施の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、この計画の実施の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

(特定屋内広告物に関する経過措置)

8 この計画による変更後の特定屋内広告物の意匠の制限に係る規定は、この計画の実施の際、現に適法に表示されている特定屋内広告物については、この計画の実施の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)